

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します

会報/市民後見人の会 No. 203

2024年10月21日発行 通巻No.213号
創刊2007年2月23日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室 3階
TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)
TEL&FAX : 03-6303-8265
MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆ 月 曜 カ フ ェ ◆

第49回月曜カフェが下記のとおり開催されました。

日 時 : 9月30日(月) 10時～12時

場 所 : 荏原第五地域センター

スピーカー : 今藤里子会員(2023年入会)

テーマ : ～遺言書と遺贈寄付について～

参加者 : 会場 14名 ZOOM 4名



今回のテーマは、会員個人の関心事でもあり、成年後見活動にも関係する遺言書と遺贈寄付について、基本的な「相続人には誰がなれるのか」、「遺言書を残すことのメリット」から始まり、財産を自分の「意志」「遺志」を活かして社会貢献できる遺贈についてわかりやすいレジュメをもとに行政書士でもある今藤里子会員にお話頂きました。知っているようであやふやな相続や遺言書の種類・作成の仕方などについての知識を確認することも出来、新たな知識として遺贈について学べた意義ある時間でした。「被後見人は遺言書を作れるか?」「遺贈寄付の手続や税金は?」「遺言執行者が本人より先に死亡していたらどうなるの?」などの質問も出て、活発な質疑応答があり有意義な時間が流れました。次回も多くの会員さんの参加をお待ちしています。

～ふくしまつり～2024年9月28日(土)に当会もブースを出しました。人の流れはバザーの店頭へ流れて行きますが、入り口で当会のパンフレットや養成講座の案内チラシを配ってアピールに努めました。ブースに立ち寄って下さった方の関心事はやはりご自身の老後・将来への不安(体力・病気、頼る人、住まい等々)、若い方は老親のお世話についてでした。「後見人」という言葉は聞いたことがあるが、よく理解していないので知りたいという相談に答える場を提供できましたが、まだまだ市民後見人の認知度は低く、来年度はもっと当会のブースに足を運んで頂くための工夫が必要と感じました。会員の皆様のお知恵をお借りしたい問題です。

- <今後の予定>・後見記帳日 11月1日(金) ・情報交換会 11月15日(金)
・第50回月曜カフェ 11月16日(土) 13:15～16:30 荏原第5地域センター
申込は [メール moushi8823@gmail.com](mailto:moushi8823@gmail.com) 星野まで。2部制で懇親会があります。
・理事会 11月18日(月) ・スキルアップ講座・忘年会 12月21日(土)

<訃報>花井淳子会員が10月10日逝去されました。享年89歳。

2011年入会で、消費者問題に精通されており、会の活動へのアドバイスを多く頂きました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

◆ スキルアップ講座 ◆

10月18日にスキルアップ講座がグループホーム花物語しながわ&小規模多機能型居宅介護花織しながわ施設長の道満敦子さんを講師に迎えて「困っていませんか？介護・認知症問題」をテーマに行われました。会員の参加は13名でした。医療・介護の現場で約30年のキャリアのある講師が、施設での生々しい出来事や、介護制度の問題点等を吐露され驚きました。介護制度の改善には政治・行政の、より以上の関わりが必要であるとの認識を示され、共感を覚えると同時に、有意義な時間を共有できました。



質問タイムでは、○「『小規模多機能』を利用した場合、他のサービスを利用することはできますか？」との問いに、「介護保険の限度額を考えると、他のサービスを増やすと限度額を超える可能性はあるが、『小規模多機能』は※“まるめ（固定額）”なので使い勝手は良く在宅の“最後の砦”

と云って良い。それで在宅生活を維持できないのであれば施設入所しか選択肢はありません。」と断言されました。○「グループホーム入居の条件として『暴力、暴言のない方』という規定があるが、入居後に暴力や暴言が出た場合退所になりますか？」には、「基本的には服薬と適切な介護によりそのようにはならない、退所はない」とのことでした。○「東京都でも地域によって施設の規則や運営に違いがあるみたいですが？」との問いには、「行政や都民を代表する議員の熱意、意欲の持ち方の違いがあるかもしれません。八王子市が高齢者介護等で積極的に行動されていることは見聞きしています。全体のレベルが上がってほしいとは思いますが、」との希望を述べられ閉会となりました。

(星野猛志 記)

※小規模多機能は1回の契約で「通い」「訪問」「宿泊」の3つのサービスを利用することができます。料金は、「通い」「訪問」「宿泊」の各サービスをそれぞれ利用するときとは違い、基本料金は月額定額制となっています。基本料金以外にかかるその他の料金としては、・加算費用・食費・宿泊費・おむつ代などで、加算費用は初期加算・認知症加算・総合マネジメント体制強化加算などがあります。

新 後 見 担 当 者 紹 介

伏見 正善（ふしみ まさよし）会員（2023年入会） 50号さん正担当

はじめまして。この七月から50号様の保佐人として後見活動をしています。これまで企業の人事部門で長く人に関わる仕事をしてきましたが、培ってきた経験や社労士資格を地域の中で活かさないかとの思いで会の活動に参画しました。介護実務の現場は初めてで、ご本人や施設との対応など、今は一つひとつが新たな発見の日々です。会員の皆様のご指導を頂きながら、被保佐人様に寄り添いつつ、フットワークを大事にし取り組んでいきます。

市民後見人の会のロゴを作いませんか？皆さんのアイデアを活かしたデザインを募集します。

※詳しくは担当者よりメールでお知らせいたします。

19日は真夏日になり20日はぐっと気温が低下。10月らしくない暑さのまま11月になりそうです。服装に困るお天気です。急激な気温の変化。どうぞ体調に気を付けてお過ごしください。（編集 渡橋理恵）